

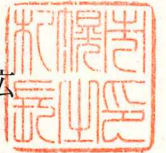


札幌市告示第 1845 号

「札幌市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成 30 年札幌市条例第 8 号）」の別表における地域を指定する告示（平成 30 年札幌市告示第 1473 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

札幌市長 秋元 克広



(1) 第 1 項の表中央区の項中「北星学園女子中学高等学校」を「北星学園女子中学校」に改め、同表厚別区の項中「札幌市立青葉小学校 札幌市立厚別北小学校」を「札幌市立厚別北小学校」に、「札幌市立大谷地東小学校 札幌市立上野幌小学校 札幌市立上野幌西小学校 札幌市立上野幌東小学校」を「札幌市立大谷地東小学校」に、「札幌市立信濃小学校」を「札幌市立信濃小学校 札幌市立新札幌わかば小学校 札幌市立ノホロの丘小学校」に改め、同表南区の項中「札幌市立石山小学校 札幌市立石山東小学校 札幌市立石山南小学校 札幌市立北の沢小学校」を「札幌市立石山緑小学校 札幌市立北の沢小学校 札幌市立芸術の森小学校」に、「札幌市立澄川南小学校 札幌市立常盤小学校」を「札幌市立澄川南小学校」に改め、同表西区の項中「北海道札幌市立山の手養護学校」を「市立札幌山の手支援学校」に改める。

(2) 第 2 項の表中

「

手稲山口地区	低層専用住宅地区
丘珠藤木川西団地	低層戸建住宅地区

」

を

「

丘珠藤木川西団地	低層戸建住宅地区
----------	----------

」

に、

「

前田公園南地区	低層住宅地区、機能複合地区
曙 11 条 2 丁目地区	一般住宅地区

」

を

「

曙 11 条 2 丁目地区	一般住宅地区
---------------	--------

」

に改める。

(3) 附則として次のように加える。

附 則

この告示は、平成30年3月16日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。